
法人名 :
部 署 :
役 職 :
名 前 : 添田好幸

コメント:

リース資産計上について 教えてください。

平成19年度税制改正にてファイナンス・リース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃貸借に無償で移転するもの等以外のものについて、次の措置を講ずる。という文面のなかで、平成20年4月1日前に締結したリース契約については、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。

平成20年3月31日 現在でリース契約金額300万円以上の機械設備の資産に相当する金額をリース投資資産として貸借対照表に記載するのでしょうか。車両に関しては除くのでしょうか。

再リースのものは除くものとする。